

令和 6年 2月 27日

池田町議会議長 丹羽 泰彦 様

池田町議会議員 3番 片山喜博 印

一般質問の通告について

池田町議会会議規則第61条第2項により、次のように通告いたします。

記

1. 質問事項 池田町中小企業融資制度の補助内容拡充について

(要旨)

年々人口も事業者も減少している状況で、現在頑張っている事業者の事業継続を後押しするためには池田町中小企業融資制度で補助される内容の拡充が必要です。事業運営のために経常的に必要となる「運転資金」の融資には利息補給だけでなく、割合や上限金額は池田町が実行できる範囲で信用保証料の補給も行うべきです。町長の所見を伺います。

答弁者 町長

2. 質問事項 書かない窓口の導入について

(要旨)

今後の人口減少を考えると、役場職員数も減少していくのであろうと思います。多少費用が掛かっても、業務の効率化や最適化を進めることで役場機能の維持と住民サービスの向上を図っていく必要があります。業務の効率化や最適化は関係する職員を減らすためのものではなく、あくまで生まれた時間を住民サービスの向上や充実に充てるためのものです。全国的に複数の自治体で行われるようになってきた「書かない窓口」について池田町も導入することはできるでしょうか。町長の所見を伺います。

答弁者 町長

3. 質問事項 災害発生時の避難所設営と運営について

(要旨)

1点目) ペットとの同行避難について、一気にすべては解決できないので、できるところからで良いと考えます。まずは下記の4つについて、取組を進められないでしょうか。

- ①現状のペット同伴避難についての町の状況の周知
- ②ペット同伴避難可能な避難所の設置と周知
- ③災害発生時に町が求める飼い主に準備しておいてほしいことの周知
- ④ペットの一時預かりが可能な事業者等との連携協定

2点目) 災害発生時には池田町職員は被災者でもある状況が発生します。その際は、避難所の設営や運営に関われる人数が少ない場合もあることが考えられます。計画の段階から少人数での設営と運営ができる体制の構築を進めておけないでしょうか。

3点目) 災害発生時、複数の避難所が開かれる中、迅速かつ適切な支援などを可能にするためには、避難所間での情報共有がスムーズに行われる必要があります。スムーズな情報共有を可能にするシステム構築を進めていくことはできないでしょうか。

4点目) 町外避難場所の確保について

災害の規模によっては、町外への避難も必要になる場合があると考えます。災害が起こる以前からあらかじめリストを作成しておくことや避難の受入れをしていただくための協定締結などを進められないでしょうか。町長の所見を伺います。

答弁者 町長

4. 質問事項 空き家対策として、建物の解体や活用をしやすい環境づくりについて

(要旨)

建物を解体すると小規模住宅用地の軽減措置が外れて、固定資産税が増加することがあります。その際に、固定資産税の増加分、あるいは固定資産税自体を免除したりするような条例改定を行うことで建物の解体をしやすい環境が現状よりも整えられると考えます。また、地域にある空き家の活用を専門とする職員や地域おこし協力隊員の配置ができれば、空き家の活用が促進されます。こういった施策を行うことで、より一層の空き家対策を進めていくことはできないでしょうか。町長の所見を伺います。

答弁者 町長

5. 質問事項 地域通貨の導入について

(要旨)

池田町は経済規模の縮小、高齢化の進行により福祉や医療にかかわるコストが増加していく、今後福祉や医療にアクセスすることが困難な住民が増えていく、町内会活動をはじめ住民同士の交流機会が減少しているといった課題を抱えています。こういった池田町の課題を戦略的に解決するための道具として、地域通貨の導入が役立ちます。地域通貨を入金して商工関連事業所で使用する以外にも、福祉や医療に関わる事業や、行政が行う事業等に参加したらポイントが付与されるような使い方ができれば、経済面以外でも様々なメリットがあります。

(経済) 町内での消費の循環や町外への流出の抑制

(福祉) 地域福祉事業への参加を促進。今後起こる課題への柔軟な対応

(医療) 健康寿命を延ばす事業への参加促進と、それに伴う医療費の削減

(町民同士のつながり) ボランティア活動や地域活動への参加を促進

(行政と町民の距離) 住民の行政が行う事業への参加を促進

(行政コスト削減) 例えばプレミアム商品券など、人件費を含めたコストの削減

気軽に募金できる仕組みを整えれば、子供たちのために教育活動へ、ワイン事業へ、地域の福祉事業のためにと、少額であっても募金を通して有効に活用できます。様々な分野にわたる町の課題解決を目指すので、これができるのは行政だけです。池田町に地域通貨の導入し、今ある町の課題、これから起こる町の課題に対して戦略的に解決を目指していけないでしょうか。

答弁者 町長

6. 質問事項 義務教育学校の設置について

(要旨)

令和10年度をめどに設置を目指すとしてされている義務教育学校について、以下の点について教育長の所見を伺います。

1点目) 義務教育学校に移行した場合、校長が1人となります。分離型義務教育学校の場合、校長は小中学校校舎を行ったり来たりすることになりますが、果たしてその状況で6歳から15歳の幅広い児童生徒の状況を把握が可能だと考えているのでしょうか。

2点目) 小学校と中学校では児童生徒の発達段階は大きく異なっており、授業の仕方も違います。現状としては、小学校の先生方は小学生段階の、中学校の先生方は中学生段階の児童生徒に対する教科指導や生徒指導の専門性を有する教育のプロでもあります。現在進められている池田町の義務教育学校の形では、教育を行う児童生徒の幅が広がり、先生方の専門性が損なわれ、結果教育の質が落ちるのではないのでしょうか。

3点目)公表されている「小中一貫教育から義務教育学校の設置について」によると、設置の方向性としては「本来は、施設一体型の義務教育学校が望ましい」と記載されています。一体型の義務教育学校が運用できるまでは、急激に教育システムを変えていくのではなく、小中一貫校の段階までにとどめることで十分ではないかと考えます。計画では4年後に設置されるとのことですが、3つの小学校が統合されたばかりの池田町で、さらに短期間の間に義務教育学校へ移行する必要性はあるのでしょうか。

答弁者 教育長